

高畠町地域クラブ活動規約

第 1 章 規約制定の趣旨

第 1 条 本規約は、高畠中学校生徒の持続可能なスポーツ・文化活動の実現に向けて、高畠町地域クラブ活動の運営について必要な事項を定めるものとする。

なお、ここでいう高畠町地域クラブ活動とは、高畠中学校部活動にある種目と、原則同種目であり、かつ中学校生徒を対象としたスポーツ・文化活動のことをいう。

(以下、高畠中学校部活動を「部活動」といい、高畠町地域クラブを「地域クラブ」、高畠町地域クラブ活動を「クラブ活動」という。)

第 2 章 総 則

(位置づけ)

第 2 条 地域クラブとは、高畠中学校で実施されている部活動と、原則同種目の活動で保護者が運営する活動とする。また、すべての地域クラブを統括する高畠町地域クラブ活動本部を、教育総務課及び社会教育課内に置く。また、本部を団体、事業者等に置くことができる。

(以下、高畠町地域クラブ活動本部を「クラブ本部」という。)

第 3 条 地域クラブへの加入は、高畠中学校生徒のうち、本人及び保護者が希望するものとする。

「学習指導要領」、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和 4 年 1 2 月スポーツ町・文化省）」による。

(目的)

第 4 条 地域クラブは、部活動に代わる活動であることを踏まえ、部活動の目的に準じて行うこととし、勝利至上主義的な指導になったり、過度な練習時間となったりしないよう適切に活動することとする。

第 3 章 地域クラブの参加申込及び取消

第 5 条 各クラブは、その代表が 1 年ごとに別に定める「地域クラブ活動申請書（様式 1）」をクラブ本部に提出し、クラブ本部と校長に承認された場合に実施できることとする。

第 6 条 生徒の参加申し込みは、別に定める「地域クラブ参加申込書（様式 2）」をクラブ本部に提出することで完了する。なお、申込書は各クラブで集約し、クラブ本部に提出する。提出された申込書はクラブ本部で管理するとともに、地域クラブ加入生徒名簿を作成し、学校及び各地域クラブで共有する。

第 7 条 地域クラブの加入期間は 1 年間（4 月～翌年 3 月）を原則とし、毎年度手続きを実施することとする。

第 8 条 年度途中に地域クラブの加入申し込みを取り消す場合については、随時、別に定める「地域クラブ参加申込取り消し届（様式 3）」をクラブ本部に提出することとする。

第 4 章 組 織

(生徒)

第 9 条 地域クラブへの所属は、原則高畠中学校の生徒とする。各クラブにおいて生徒代表 1 名を選出し、選出の方法はクラブごとに決定する。なお、部活動の生徒代表（部長）が該当クラブの生徒代表を兼任することが望ましいが、クラブの実情を考慮し適切に選出する。

(保護者)

第 10 条 各クラブにおいて、活動に参加する生徒の保護者はクラブの運営、管理に責任を持つこととする。

第 11 条 各クラブの運営については、活動に参加する生徒の保護者からなる保護者会を組織し、年 1 回以上の会合を開いて運営方針等について協議し、決定することとする。

第 12 条 第 11 条に定める会合において、該当地域クラブの保護者会代表 1 名を選出する。なお、部活動の保護者会の代表が該当クラブ代表を兼任することが望ましいが、各クラブの実情を考慮し適切に選出する。

第 13 条 各保護者会において、練習の中止や怪我等の対応など、必ず連絡を取り合うことができるように、連絡手段を確立する。

第 14 条 各クラブの活動において、事前に欠席を把握している生徒については、活動時に監督する保護者または指導者へ周知する。参加予定の生徒が参加していない場合は、各クラブ責任の下、不参加生徒の家庭へ連絡・確認・対応する。

(クラブ本部)

第 15 条 クラブ本部は、地域クラブ全体を管理し、以下のことを行う。

- ①地域クラブ登録、個人登録に係わる事務
- ②指導者に係る事務（承認、報酬の支払い、指導者バンクの管理）
- ③スポーツ保険に係わる事務（生徒・指導者の加入手続き、怪我等があった場合の手続き）
- ④各クラブの活動に係わる事務（活動計画の集約と管理）
- ⑤研修等に係わる事務
- ⑥その他、地域クラブの活動に係わる事務

(代表者会)

第 16 条 代表者会は、クラブ本部、各クラブ代表者、学校代表者で組織し、年 1 回以上の総会を開いて運営に係わることを協議する。

第 5 章 指 導 者

第 17 条 保護者会で推薦した指導者でクラブ本部と校長が承認したものが指導にあたる。（各クラブは「地域クラブ指導者の推薦書（別記様式 1）」をクラブ本部に提出し、クラブ本部と校長が承認した後、「委嘱状」を交付する。）また、各クラブの指導者として部活動顧問のまま指導することを禁止する。ただし、地域クラブの指導を希望する教職員が、クラブの指導者として指導に当たることを妨げない（兼職兼業）。

第18条 指導者は、日本スポーツ協会(JSPO)の指導者資格を持つことが望ましい。ただし、県が主催する指導者研修会や町の指導者講習会を受講することで、前述の資格に代えることができる。

第19条 各クラブの指導者の謝金は、年額30,000円とする。ただし、代表者会で協議し変更することができる。

第6章 活 動

第20条 各クラブの活動及び運営の責任者は所属する生徒の保護者とし、保護者または指導者の監督下で活動する。もし、不可能な場合は、クラブの活動は行わない。なお、不測の事態を想定し、複数で監督することが望ましい。

第21条 部活動顧問・クラブ指導者・保護者会とで指導方針や指導方法等の共通理解を図るために、「活動方針計画書(別記様式2)」を作成する。話し合いは、9月と翌年度の4月の2回とする。

第22条 各クラブの活動時間及び場所については、各クラブで「地域クラブ活動月別計画表(別記様式3)」を作成し、それに基づいて活動することとする。その活動計画表の作成にあたっては、部活動顧問と連携し、部活動とクラブ活動の区別を明確にしておく。また、作成した計画表は、1ヵ月前までにクラブ本部に提出する。

第23条 各クラブで中学校の運動場、体育館、柔剣道場等を使用する場合は、他クラブとの重なりを避けるため、クラブ本部が作成する「活動割り当て表」に従うこととする。

第24条 学校休業日における学校施設の利用は、施設利用マニュアルに準じて利用する。

第25条 各競技団体への登録、公式戦等の引率及び申込について、保護者対応が可能な場合は、保護者で行うことも可とするが、部活動顧問と連携をとって進めることとする。

第26条 中体連主催の大会(6月、9月)については、原則、部活動として参加する。また、その上位大会についても、前述に準ずる。

第27条 各クラブで練習及び練習試合等を計画する場合は、事前に部活動顧問に共有(含:月別計画)する。それを基に、部活動同様、月別の体育館使用割振をクラブ本部が行う。特に、部活動とクラブの区別を明確にする。

第28条 道具等については、部活動と共有して利用できる。

第7章 事故及び障害の対応

第29条 地域クラブの活動における事故や障害等については、クラブ加入者(指導者を含む)が、別途スポーツ傷害保険に加入することとする。

第30条 事故や障害が発生した場合は、監督する保護者及び指導者は受傷者への対応を優先するとともに、早急に当該生徒の保護者へ連絡する。なお、病院等を受診した場合は、保護者会代表はクラブ本部に、クラブ本部は学校にその旨の連絡を入れる。スポーツ保険の対応は、クラブ本部が行う。

第 8 章 活動費（予算）

第 3 1 条 活動費（予算）については、各クラブにおいて、適切に設定し保護者会において徴収することとする。なお、徴収の金額及び方法については、各保護者会で決定する。

第 3 2 条 各クラブの予算は、部活動の予算と明確に区別し、各クラブで定める複数の役員が管理するとともに、会計事務に直接携わらない役員が必ず会計監査を行う。

第 9 章 その他

第 3 3 条 本規約の改正は、代表者会の協議において改正するものとする。

（附則）

本規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。